

令和6年度

資産等報告書の審査意見書

みやこ町政治倫理審査会

令和6年9月20日

みやこ町長 内田直志 殿

みやこ町政治倫理審査会

会長 水島達哉



みやこ町政治倫理条例（以下「条例」という。）第7条の規定により、審査の依頼があった令和6年度の資産等報告書（以下「報告書」という。）の審査結果について、次のとおり報告いたします。

1 報告書の提出状況

条例第4条第1項の規定により、報告書の提出を義務付けられている提出義務者（町長等及び議員）は16名、提出義務者の配偶者及び扶養又は同居の親族は33名であり、合計49名分の報告書が提出期限内に提出されました。

2 審査会の開催状況

(1) 令和6年7月10日、7月19日、7月24日、8月2日、9月11日の計5回開催しました。

(2) 審査にあたった審査会委員は、次のとおりです。

政治倫理審査会委員名簿

職名	氏名	備考
会長	水島達哉	識見を有する者
副会長	宮田実	識見を有する者
委員	立花薰	住民代表
委員	藤丸昌枝	住民代表
委員	藤本孝彦	住民代表

3 審査の結果

条例第5条に掲げる事項を審査した結果、記入漏れ、誤記や内容確認等が必要と判断したものについては、指摘事項を取りまとめ、提出義務者に回答を求めました。主な指摘事項は、以下のとおりです。

- (1) 報告書の内容について、添付書類の内容が正確に転記されていない方に指摘しました。
- (2) 預貯金の報告について、大幅な変動が見受けられた場合には、変動の理由の説明を求めました。
- (3) 証明書類を一部欠いたもの（自動車税の納税証明書、借入金の証明書類等）が見受けられたため、追加資料の提出及び報告書の修正を求めました。
- (4) 数年間に及ぶ報告漏れ（預貯金の残高書類）が見受けられました。

4 審査意見

- (1) 報告書は、条例第8条に基づき、町民が閲覧することをふまえ、その記載内容には、記入漏れや誤記がないよう十分に配慮して作成し、提出することを求めます。
- (2) 執行機関及び議会におかれましては、条例や報告書の様式等を時代に即したよりわかりやすいものへの改正を検討するよう引き続き求めます。
- (3) 提出義務者においては、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んで、その高潔性が明らかとなるよう報告書の記載内容に責任を持つとともに、条例の趣旨に基づき、各々がその人格と倫理の向上に努め、清浄で民主的な町政の発展に寄与されることを望みます。

以上